

臨時的任用職員（常勤講師）制度について

（※令和7年11月1日時点）

給料

○給与決定

正規職員に適用される給料表により、経験や職務内容・責任に応じて給与決定するなど、正規職員に準じた給与の支給を行います。

【基準初任給】

教育職給料表 1 級25号俸
（小中、高校共通）

【給料の上限】

教育職給料表 1 級 最高号俸
（小中 1 級125号俸）
（高校 1 級153号俸）

※60歳以上の職員は、1 級57号俸を上限

（参考：大卒1年目の場合→月額247,000円）

諸手当（児童手当を除く）

- 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等
正規職員に準じた支給を行います。

児童手当

- 住民登録をしている市町村において手続きを行ってください。

休暇

- 任期の定めのない勤務を前提とした「リフレッシュ休暇」以外は正規職員と同じとします。

任用期間

- 6ヶ月を超えない期間で任用し、1回の更新（最長6ヶ月）が可能です。
- 病休等の補充講師については、必要な期間について、6ヶ月を超えない期間で、再度の任用が可能です。
- 同一校3年経過後は、原則として所属校を変更します。

社会保険

- 健康保険（短期給付）
地方公務員等共済組合法が適用され、公立学校共済組合の短期組合員となります。
- 雇用保険
退職手当条例の適用対象となるため、雇用保険は適用されません。
- 年金制度
厚生年金については、日本年金機構に加入します。